

# 名家連ニュース

平成30年7月27日(金)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 堀田 明  
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 537号

## 精神の障害年金は、有期認定(1年～5年毎に更新)です

今、お手元にある国民年金・厚生年金保険年金証書をご覧ください。右下、障害年金の等級の下に「次回診断書の提出年月日」という表記があるかと思います。

有期認定は、その障害や状況によって、1年～5年更新で決定します。以下のような感じの表記です。

### 有期認定の障害年金の更新手続き

診断書の種類

次回診断書提出年月日 \*\* 年 \*\* 月

更新月は、通常誕生月となっていますが、20歳前障害で障害年金を受給している方については、誕生月にかかわらず7月が更新月と決められています。

有期認定の障害年金の更新手続きは、更新月の前月末までに日本年金機構から障害状態確認届(更新用の診断書)が送られてきます。たとえば、6月が更新月だとすると5月末までに障害状態確認届が郵送されてきます。6月中の現症日で主治医に書いてもらって、6月末までに提出しなくてはなりません。従って、期日に間に合うように診察の予約は早めに行い、診断書の作成を依頼するようにしましょう。



### 現在の障害の状態を注意深く比較すること

医師の診断書作成が期限ギリギリになると、内容を確認する余裕もなく、そのまま提出した結果、「級落ち」や「支給停止」になることがあります。特に精神の障害など、前の状態と比べてどうなのかを、主治医に伝えることが肝要です。提出期限に遅れると、年金が一時差し止めになりますが、認められれば差し止めになった時点から受給は再開しますので焦らないでください。

### 不安な場合は、家族相談室にご相談ください



次のような不安がある場合には、事前に家族相談室にご相談ください。

▶就労するようになり更新できるか不安 ▶以前より状態が良くなったので不安 ▶医師に現在の障害状態を上手く伝える自信がない ▶比較する診断書がなくなり通るかどうかわからない不安…など

診断書作成にあたって、本人の日常生活能力を診断書項目に沿って作成したサンプル用紙、年金受給のガイドラインをクリアするため要点、内容により同時に額改定請求を行うこともサポートします。

診断書の内容や等級判定基準がよく判らないまま、診断書の依頼や作成を本人に任せたり、PSW や主治医に「丸投げ」することは避けましょう。そもそも、本人の日常生活能力は、毎日、生活援助をしている家族が一番よく判っているのです。多くの患者の治療に当たっている医師に、患者個々の日常生活の内容まで踏み込んで判断させようとする年金の制度事態に無理があると言わざるを得ません。

診断書の「日常生活能力7項目」についてサンプルを活用して文書にまとめたり、要点をメモ書きにしてPSWや主治医に依頼するようにしましょう。家族もそれなりの努力が必要となります。

更新の際に、上記の点を怠り、結果的に「等級落ち」や「支給停止」の通知が来てから家族相談室に来られる方が少なくありません。悲劇が起きる前に相談するようにしましょう。また、起きてしまった場合でも、諦めずにご相談ください。不服審査請求期間も90日となりましたので、家族会が安心して任せられる社会保険労務士に繋ぎ、解決にあたっていきます。(文責：事務局・家族相談員 堀場)